

平成29年度事業計画書

都市のみどりは、地球温暖化の抑制や生物多様性の保全といった地球規模での環境問題への対応、ヒートアイランド現象に対する緩和や適応、大規模地震や豪雨・火災等に対する防災・減災効果の発揮など、国民が安全・安心な生活を送るとともに、居心地の良さを実感できる都市の環境を形成する上で欠かせないものとなっている。このため、行政等による公的なみどりの空間の確保に加え、市街地の大半を占める民有地におけるみどりの保全、創出とそれらの良好な管理運営が進められるよう、市民、企業等との連携・協働による取り組みの促進が重要である。

また、平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックの開催まで3年と迫っているなか、より快適な環境下での競技の開催や観戦、さらには外国人観光客の受入れを実現するため、みどりを活用した都市環境の整備、さらには国際競争力のある都市づくりを進めていく必要がある。

このような諸課題の解決のためには、みどりに関する技術の開発や調査研究、知識の普及並びにみどりを保全・創出・管理することに対する価値観の共有などにより、都市住民や企業など多様な主体が参加する緑化活動を従来にも増して強力に支援し誘導していく必要がある。このため、みどりに関する住民活動と企業活動、行政の取組を結びつける協働関係としての「みどりのわ」の構築により、都市における多様な主体によるみどりに関する活動の連携を強化し、みどりに関する国民運動を盛り上げていくことが重要である。

当機構は、みどりによる安全で快適な都市環境の創造や、人と自然が調和したみどり豊かなまちづくりの実現に寄与すべく、引き続き公益財団法人として適切な運営に努めることとし、平成29年度においては、次の事業を実施する。

1. 都市緑化に関する普及啓発の推進

都市緑化を全国的に推進するため、国民の都市緑化意識の高揚及び都市緑化に関する知識・技術の普及を目的とした普及啓発活動を実施する。

(1) 全国都市緑化フェア

国民の都市緑化意識の高揚を図るため、第34回全国都市緑化はちおうじフェア「みどりの丘の花絵巻はちおうじ2017」を、八王子市との共催により、富士森公園等を会場として、平成29年9月16日から10月15日までの30日間にわたり開催する。

また、平成28年度から引き続き、第33回全国都市緑化よこはまフェア「ガーデンネックレス横浜2017」を横浜市との共催により、港の見える丘公園、山下公園及び横浜動物の森公園植物公園予定地等を会場として、平成29年3月25日から6月4日までの72日間にわたり開催する。

フェア開催期間中の普及啓発催事の一環として、企業のみどりによる社会貢献活動を顕彰する「みどりの社会貢献賞」を実施するとともに、公益財団法人高原環境財団との共催によりフェア会場内での子どもたちの環境教育活動に取り組む。

そのほか、今後の全国都市緑化フェア開催を予定又は検討している地方公共団体に対する情報提供及び事業支援等を実施する。

(2) 全国都市緑化祭

全国都市緑化フェアの中心的な行事として、フェア期間中に「全国都市緑化祭」を開催する。第34回全国都市緑化はちおうじフェアにおける全国都市緑化祭については、国土交通省、東京都、八王子市との共催により開催するほか、平成28年度より引き続き実施している第33回全国都市緑化よこはまフェアにおいても同様に開催する。

(3) 都市緑化月間等

国等が主催して多様な主体の参加によるみどり豊かなまちづくりを推進する「春季における都市緑化推進運動」期間（4～6月）及び「都市緑化月間」（10月）における普及啓発活動として、都市緑化普及啓発ポスターを作成し、国、地方公共団体、全国の緑化関係団体、鉄道会社等に配布・掲出する。また、普及啓発冊子を発行・配布し、国民の都市緑化意識の更なる高揚に努める。

このほか、都市緑化推進運動協力会の事務局として、都市緑化月間中に「都市緑化キャンペーン」を開催する。

(4) その他

都市に残る貴重な未利用空間である屋上や壁面を緑化することにより、都市景観の向上、都市環境の改善を図ることを目的として、特定非営利法人屋上開発研究会との共催により「スカイフロントフォーラム」を開催する。

都市緑化の普及啓発を目的とした、行政及び緑化関係団体、学会等が実施する行催事等に対して、後援、協賛及び協力を行う。

2. 都市緑化に関する顕彰・助成

市民、企業、地方公共団体等による都市のみどりの保全、再生、創出に係る取り組みの活性化や質的向上及び技術の普及等を図るため、これらに関する優れた取り組みに対する顕彰や助成を行う。

これらのうち、「緑の都市賞」、「緑の環境プラン大賞」及び「屋上・壁面緑化技術コンクール」については、みどり豊かなまちづくりにおける「実績」・「計画」・「技術」に関する優れた取り組みを表彰する「都市の緑3表彰」として実施する。

(1) 緑の都市賞

みどり豊かな都市づくり・まちづくりの推進を目的として、市街地等において「みどり」を用いた環境の改善、景観の向上、地域社会の活性化等に先進的かつ意欲的に取り組み、良好な実績と成果を挙げている市民団体、企業、地方公共団体等を内閣総理大臣、国土交通大臣等によって表彰する第37回「緑の都市賞」を実施する。

(2) 緑の環境プラン大賞

みどり豊かな都市環境で育まれる人と自然とのふれあいやコミュニティの醸成等を実現することを目的として、優れたプランを国土交通大臣等によって表彰し、そのプランの実現のための助成を行う第28回「緑の環境プラン大賞」を、(一財)第一生命財団との共催により実施する。その中で、2020年までの特別企画として、花とみどりで観光客等をお迎えする優れた緑化プランに対する助成を行う「おもてなしの庭」を実施する。

(3) 屋上・壁面緑化技術コンクール

建築物等の屋上や壁面、人工地盤などの特殊空間における緑化技術の普及推進による都市環境の改善と豊かな都市生活の実現を目的として、優れた緑化技術を用いて、ヒートアイランド現象の緩和、省資源・省エネルギーの推進、生物多様性の確保といった都市環境の改善及び地域課題の解決に貢献する新たなみどりの空間の創出を実現した作品を、国土交通大臣、環境大臣等によって表彰する第16回「屋上・壁面緑化技術コンクール」を実施する。実施にあたっては、より多くの作品が応募されるよう、応募形態の見直しを図る。

(4) 全国花のまちづくりコンクール

(公財)日本花の会、(公財)国際花と緑の博覧会記念協会及び(一財)日本花普及センターの3団体とともに「花のまちづくりコンクール推進協議会」を構成し、花のまちづくりの優れた取り組みを国土交通大臣、農林水産大臣等によって表彰する第27回「全国花のまちづくりコンクール」を実施する。

(5) 花王・みんなの森づくり活動助成

次世代にみどり豊かな環境を引き継ぐとともに、豊かなみどりとの触れ合いを通して、子どもたちの健やかな心を育てていくことを目的として、身近なみどりを守り、育てる活動と子どもたちがみどりと触れ合う機会を創出する活動に取り組む市民団体に対して助成を行う「花王・みんなの森づくり活動助成」を花王株式会社との共催により実施する。

また、事業の一層の充実を目的に、事業広報ツールの作成を行う。

(6) ユニバーサルデザイン施設等普及事業

① ユニバーサルデザイン施設普及事業

都市公園等を誰もが支障なく共に利用でき、利用者や地域住民への潤いと安らぎを与えることを目的として、ユニバーサルデザイン施設等で優れた機能を有するものを地方公共団体等に提供する。また、提供した施設についてのアンケート調査を実施し、利用者の利便性向上のための製品の改善等に努める。

② 被災地を対象とした花・みどり提供事業

東日本大震災等激甚災害の被災地において、仮設住宅や災害公営住宅等の居住環境を改善し、居住者の方々に対し植物を通じて精神的側面から支援することや、街なかでの花やみどりによる景観形成を通じた復興の推進を目的として、地方公共団体へ花苗とプランターを提供する。

3. 都市緑化に関する調査、研究等

都市環境の改善やみどり豊かな都市の実現を図るため、共同研究、受託研究等の方法により、主に次のテーマに関する調査、研究等を行う。

- ① 都市緑化による環境の創造、改善
- ② 都市における新たな緑化空間の創出
- ③ 都市における緑化を推進するための植栽植物の育成、管理
- ④ 国・地方公共団体による都市緑化、企業による緑地創出、市民・企業参加の花とみどりのまちづくり等の推進

4. 都市緑化に関する評価

企業緑地等の有する社会的な価値及び地域環境への貢献度に対する評価や都市のみどりの保全・再生・創出につながる新しい緑化技術の評価を行う。

(1) 社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）による評価

企業等が実施する緑地の管理運営や整備計画に関する取組みの質的向上及びそれらの支援を図ることを目的に、企業等が保有・管理・整備する緑地について、社会的な価値及び地域環境への貢献度等を「社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）」により評価し、認定を行う。

SEGESを構成する「そだてる緑」、「つくる緑」及び「都市のオアシス」の3部門における認定の拡充や、制度的な見直しについて昨年度に引き続き検討を進める。

このほか、認定した緑地の認知度向上並びに緑地の管理運営の質的向上等のため、パンフレットやホームページ等の広報ツールの活用、見学会・情報交換会の開催等を実施する。

(2) 都市緑化技術審査証明事業による評価

新しい都市緑化技術の開発と適切な導入による良質で効率的な都市緑化を推進するため、民間企業等において開発された新技術の有効性を公正かつ客観的に審査、証明し、その普及活用を図る都市緑化技術審査証明事業を推進する。

5. 都市緑化に関する人材の育成、情報の収集及び発信、国際協力等

都市のみどりに関わる人材の育成、多様な方法による都市緑化に関する情報の収集と発信、海外諸国との緑化技術等の情報交換等を行う。

(1) 調査研究活動への支援

大学院生等の若手研究者による都市緑化に関する調査研究等を奨励するため、優れた研究テーマに対する助成を実施する。

(2) 研修会の開催

都市緑化に係る実務者や技術者の能力向上、都市緑化技術に関する情報の提供及び技術の普及を目的として、都市緑化技術研修会を開催する。

(3) 機関誌の発行

地方公共団体や市民、企業等による優れた緑化の取り組み事例や都市緑化技術等に関する最新の情報発信及び調査研究成果の発表の場として機関誌「都市緑化技術」を発行し、全国の造園・環境系の学部などを有する大学、図書館など、多くの閲覧が見込まれる機関・施設等に配布する。

(4) 調査研究成果等の発表

都市緑化に係る調査研究を通じて得られた成果について、関係学会等において積極的な発表に努める。

また、一般の方も参加できる「都市緑化フォーラム」を開催し、調査研究成果の発表を行う。

さらに、市民や企業等の都市緑化に対する関心や意識の向上に対応すべく、都市緑化技術に関する情報や調査研究等を通じて得られた成果など、様々な利用者にとって利便性の高い情報を、ホームページを通じて分かりやすく発信していく。

(5) 植樹保険制度の活用支援

公共植栽工事において異常気象等により大量枯損した樹木等の植替えを円滑かつ確実に行うことで都市のみどりを保全する植樹保険制度の活用を支援するため、加入手続き事務を行う。

(6) 訪問学習等への対応

学生等の都市緑化に関する理解が深まる機会となるよう、当機構を訪問しての校外学習(訪問学習)に協力するとともに、要請に応じて勉強会等へ講師等として出向き、都市緑化の意義等の普及に努める。

また、花との触れ合いを通して、子どもたちに命の大切さなどについて考える機会を創出する「花育活動」に取り組む「全国花育活動推進協議会」に協力する。

(7) 造園CPD(継続教育)の推進

造園系技術者の能力開発に資する造園CPD制度の推進に取り組む「造園CPD協議会」に参加する。また、機構が主催する研修会等について、これらを造園CPDプログラムに登録することにより、造園の継続教育に貢献する。

(8) 都市緑化技術に関する国際交流

都市緑化技術の国際交流に資する催事・活動等に参加・協力を行う。

6. その他

(1) 都市緑化の活動を推進するための募金活動

都市緑化を推進するための様々な活動の円滑な展開に向けて、多様な募金活動による寄付の拡大に努める。

(2) 都市緑化基金等連絡協議会等への協力

全国各地において展開されている都市緑化に関する普及啓発活動及び緑化推進活動の活性化を図るため、地方の都市緑化基金等により構成される都市緑化基金等連絡協議会等の運営に協力する。